

一般社団法人北海道公認心理師協会 入退会及び会費規程

制定 令和2年1月8日

改定 令和7年12月31日

(目的)

第1条 この規程（以下、「本規程」という）は、一般社団法人北海道公認心理師協会（以下、「本会」という）定款第6条～第8条に定める本会の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 北海道に在住の公認心理師で本会の正会員になろうとする者は、ホームページの入会申込書フォームから、会長に申し込まなければならない。

- 2 正会員が退会または会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、ホームページの入会申込書フォームに再入会希望であることを明記して、会長に申し込まなければならない。なお、未納の会費がある場合は、再入会申し込み時にそれを納入しなければならない。
- 3 正会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 4 正会員の資格は、入会承認後、入会金及び年会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

(登録記載事項の変更)

第3条 会員は、入会申込時に本会に届け出た事項に変更が生じた場合は、遅滞なくホームページのマイページを更新するか、または本会事務局に届け出なければならない。

第4条 本会の賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 賛助会員の資格は、入会が承認後、賛助会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の4月1日から会員資格が生ずるものとする。

(退会)

第5条 正会員又は賛助会員が退会しようとするときは、所定の退会届を会長に提出しなければならない。

2 前項の場合、年会費の納入については下記のとおりとする。

(1) 正会員が4月末日までに退会を申し出た場合は、当該事業年度の年会費を免除する。

(2) 正会員が5月1日以降に退会を申し出た場合は、当該事業年度の年会費を納入しなければならない。

3 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。退会後においてもその納入義務を免れることはできない。ただし、定款第10条第1項第3号の場合を除く。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

(入会金)

第6条 正会員の入会金は、5,000円とし、当該年度の年会費とともに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入会金は期間を定めて減免することができる。ただし、減免する期間及び金額は理事会で定める。

3 定款第8条に定める任意退会をした者が再び入会を希望した場合には、第1項の入会金を免除する。

(年会費)

第7条 正会員の年会費は、3,500円とする。

2 年会費は当該年度の4月末日までに納入しなければならない。

(賛助会費)

第8条 賛助会員の賛助会費は、年額一口 20,000円とし、当該年度の4月末日までに納入する。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、本会定款第67条の規定に基づき、理事会の決議を経た後、会長がこれを行う。

附則 この規程は、令和2年1月8日から施行する。

附則 この規程は、令和7年12月31日から施行する。